

多重債務・貧困対策NEWSNo. 18

2012.10.21

発行 全国クレジット・サラ金問題対策協議会(代表幹事 弁護士 木村達也)

☆シンポジウム「改正労働契約法を考える —有期労働契約の行方—」

日本弁護士連合会の主催により、表記シンポジウムが24日午後6時30分から「日比谷コンベンションホール」（東京都千代田区日比谷公園1-4）で開かれる。参加費無料、事前申込不要、先着200名まで。

シンポでは、棗一郎弁護士による講演「改正のポイントについて」、「改正労働契約法の実務上の問題と労使の課題」をテーマとしたパネルディスカッション（パネラーとして、労働者側弁護士・水口洋介氏、使用者側弁護士・木下潮音氏、日本労働組合総連合会総合労働局長・新谷信幸氏、日本経済団体連合会労働法制本部長・田中秀明氏、コーディネーターとして鎌田耕一氏・東洋大学教授）を予定している。

☆講演会「欧洲金融危機とEUの対応を巡って」 (仮題)

高田太久吉名誉教授（中央大学）による表記講演会が、27日午後2時から「厚生会館ホテル」（東京都千代田区平河町1-5-9）で開催される。参加費無料。

欧洲金融危機が世界経済や国際的な労使関係に重大な影響を及ぼしつつある。高田名誉教授は、欧洲問題で精力的に論文発表や講演活動を行い、一般マスコミの財政赤字キャンペーンとは異なる視点から根本的な問題提起を行っている。

☆大阪弁護士会 生活保護基準引下に反対 厚労省案の撤回を

大阪弁護士会は、18日、「厚生労働省のとりまとめ案の撤回を求め、生活保護基準の引き下げに強く反対する会長声明」を発表した。本年末にかけての来年度予算編成過程で生活保護基準の引下げの危険があるとして、「生活保護基準は、わが国の生存権保障の基盤を支える重要な基準であるから、生活保護利用当事者を含む市民各層の意見を十分に聴取したうえで、多角的かつ慎重に決せられるべきものであり、財政目的ありきで政治的に決することは到底許されない」と政府の方針を強く非難している。

声明は、「わが国の生活保護の「捕捉率」が15.3%～29.6%と推計されている

ことからすると、生活保護基準未満の低所得世帯のうち7割以上が生活保護を利用していなことになる。このように生活保護基準以下の生活を余儀なくされている「漏給層」が大量に存在する現状においては、低所得世帯の消費支出が生活保護基準以下となるのは当然のことである。にもかかわらず、低所得世帯の中でも極めて所得の低い第1十分位層の消費水準との比較を根拠に生活保護基準を引き下げるなどを許せば、保護基準を際限なく引き下げていくことにつながり、合理性がないことは明らかである」、「生活保護基準の検証方式である「消費水準均衡方式」は、中央社会福祉審議会が、生活保護受給世帯の消費水準を「一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準」であるとし、その均衡(格差)をそのまま維持せよと意見具申したのをうけて導入されたものである。その際、生活保護基準の妥当性検証の前提とされたのは、平均的一般世帯の消費支出、低所得世帯の消費支出、被保護世帯の消費支出の3つの間の格差の均衡に留意することであり、第1十分位層の消費支出に生活扶助基準を合わせるというものではない」、「生活保護基準部会においては、比較対象を第1十分位層とすることについて、委員からさまざまな疑義が示されてきた。上記の厚生労働省の取りまとめ案は、こうした議論を反映させることなく、生活保護基準の引き下げという結論が先にありきで第1十分位層との比較に誘導しようとするものであり、学識経験者による真摯な検討過程を冒涜するものと言わざるを得ない」、「近年の社会経済情勢に伴い雇用が不安定化していることや、高齢化が急速に進んでいるのに年金制度による社会保障機能が脆弱であることなどを考えれば、生活保護の利用者が増加するのは、むしろ当然のことである。自由競争や自己責任が強調される一方で、貧困や格差が拡大し、本来、生活保護を利用して然るべき人々が排除されている現状においては、むしろ、最後のセーフティーネットとされる生活保護制度の積極的な運用が期待されている」として厚労省案の撤回と生保基準引下に強く反対している。

☆シンポ 「99%を貧困にする政治 ～生活保護基準引下げで人々の暮らしは良くなるのか？～」

日本弁護士連合会の主催により、11月6日午後6時から「星陵会館」（東京都千代田区永田町2-16-2）で表記シンポジウムが開かれる。

シンポでは、木下秀雄氏（大阪市立大学法学研究科教授 社会保障法専攻）による講演「生活保護制度改革をめぐる動きと生活保護基準引き下げが市民生活に及ぼす影響」、和田秀樹氏（国際医療福祉大学大学院教授 臨床心理専攻・精神科医）による講演「生活保護を叩いて得をするのは誰か」、生活保護利用者の声、日弁連からの行動提起などを予定している。

多重債務・貧困対策のニュースをマスコミ、国会議員の方々にお知らせしています。

〒271-0091 千葉県松戸市本町5-9 浅野ビル3階 市民の法律事務所

電話047(362)5578 FAX047(362)7038 メールshimin.lo@nifty.com

全国クレジット・サラ金問題対策協議会

マスコミ広報部会 事務局長 弁護士 及川智志